

学校給食用物資の調達に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人広島市学校給食会（以下「給食会」という。）が学校等に供給する学校給食用物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入業者の資格)

第2条 学校給食用物資の納入業者として認定を受けることができる者は、次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 原則として、広島市内に本店、製造工場又は営業所等を有する者
- (2) 生産者、製造業者若しくは卸売業者又はこれに類する者
- (3) 引き続き2年以上の営業経歴があり、社会的信用を有する者
ただし、引き続き2年以上の営業経歴がある法人又は個人が主体となり設立した組合等で、当該組合等の設立後2年に満たない者については、2年以上の営業経歴があるものとみなす。
- (4) 工場、営業施設等の管理状況及び食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員に対し健康診断は年1回、検便は年2回以上実施する等、衛生管理に万全を期している者
- (5) 指定した期日及び時刻に指定した量の学校給食用物資を仕入れ又は製造加工する等の調達能力を有する者
- (6) 指定した学校給食用物資を、指定した期日及び時刻に指定した場所に納入できる配送能力を有するとともに、緊急な事態に即応できる態勢が整っている者又はこれと同等の能力を有する運送業の許可を得ている専門の業者に委託することができる者
- (7) 市税を滞納していない者
- (8) 営業に関し関係法令による許認可を必要とする業種にあつては、その許認可を取得している者
- (9) 営業規模に適した瑕疵担保保険に加入し、十分な保証能力がある者
- (10) 学校給食用物資登録業者の指名除外等に関する規程別表に基づく登録の取消しを受けた者にあつては、その日から1年を経過した者
- (11) 肉類（食肉製品を除く。）を扱う者にあつては、広島市内において自ら食肉処理業を営む者又は広島市内において食肉処理業を営む者が処理した食肉を販売する者
- (12) 肉類（食肉製品に限る。）及び冷凍食品を扱う者にあつては「学校給食用食品の規格・品質表」に定める製造工場の基準を満たす者又はこれらの基準を満たす者が製造した製品を販売する者

(申請書の提出)

第3条 会長は、登録業者としての認定を受けようとする者から学校給食用物資納入業者登録申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させなければならない。ただし、会長が認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 営業経歴概況調書
- (2) 商業登記簿謄本（法人の場合のみ）又は身分証明書（個人の場合のみ）
- (3) 営業許可証（写）

- (4) 申請物資明細書
- (5) 製造、加工工場の衛生管理に関する所轄保健所長の証明書又は最近における食品衛生監視票（写）
- (6) 過去2か年の決算書又は営業報告書
- (7) 納税証明書
- (8) その他会長が必要と認める書類

3 申請書の受付は、原則として3年ごとに行う（以下この受付を「一斉更新受付」という。）。

4 前項の規定にかかわらず、申請書の受付は、一斉更新受付の終了後から次期の一斉更新受付の開始前において、原則として1年ごとに行うことができる（以下この受付を「追加受付」という。）。

5 申請書は、登録を更新する年の12月1日から12月25日までの間に提出させるものとする。ただし、申請物資の品目の追加については、その都度できるものとする。

6 会長は、申請者の提出した申請書の記載内容に変更があったときは、速やかに必要書類を添えて届け出させるものとする。

（登録の採否）

第4条 前条により申請書の提出があった場合は、当該申請書及びその添付書類を審査し必要と認められる場合は、店舗、加工工場等を調査して広島市学校給食用物資納入業者選定委員会規程による広島市学校給食用物資納入業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、会長が登録の採否及び登録物資の品目を決定する。

（登録の採否の通知等）

第5条 会長は、前条の規定により決定した結果を、当該申請者に通知し、認定された者については、その者を登録業者名簿に登録する。

2 登録の有効期間は、3か年とする。ただし、追加受付の場合にあっては、一斉更新受付に係る有効期間の満了の日までとする。

（申請物資の追加）

第6条 登録業者が申請物資の品目を追加しようとするときは、申請書を提出させるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させなければならない。

- (1) 申請物資明細書
- (2) 製造、加工工場の衛生管理に関する所轄保健所長の証明書又は最近における食品衛生監視票（写）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（申請物資の追加の採否）

第7条 前条により申請物資の品目追加の申請書の提出があった場合は、委員会に諮り、会長が採否を決定する。

2 会長は、前項により決定した結果を、当該申請者に通知するものとする。

（登録の取消等）

第8条 登録業者が第2条に規定する資格要件を欠いたとき、不良品等を納入したとき、又は不正若しくは不誠実な行為を行ったときは、別に定めるところにより、当該登録業

者に対して、登録の取消し、指名除外その他必要な措置をするものとする。

(物資選定委員)

第9条 会長は、学校給食用物資選定委員（以下「物資選定委員」という。）をおき、購入物資の品質、規格等の適正を図るため、次に掲げる事項を審査させるものとする。ただし、緊急に物資を調達する必要があると会長が認めるときは、審査を省略することができる。

- (1) 給食用物資としての適否
- (2) 給食用物資の品質、規格及び価格
- (3) 給食用物資の市況調査

(物資選定委員の任命又は委嘱)

第10条 物資選定委員は、12名以内とし、次に掲げる者のうちから、会長が任命又は委嘱する。

- (1) 給食会の役員及び技術職員
- (2) 学校給食主管課関係職員
- (3) 学校栄養士
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(物資選定会の招集)

第11条 物資選定会は、会長が招集する。

(物資の契約)

第12条 物資の購入にあたっては、あらかじめ契約しようとする物資の予定価格を定め、競争入札により決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、随意契約とすることができるものとする。

- (1) その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 法令によって価格の定められている物資を購入するとき。
- (6) 競争入札に付し、入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (7) 落札者が契約を締結しないとき。
- (8) 特定の取引価格によらなければ契約しがたいと認められる物資を購入するとき。
- (9) 1件の購入総額が100万円を超えない物資を購入するとき。

(入札参加者の選定)

第13条 会長は、競争入札に付するときは、登録業者のうちから入札に参加する者を、1品目につき原則として2名以上選定するものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札書に記名押印がないもの。
- (2) 入札書の記入文字が明確でないもの。

- (3) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの。
- (5) その他入札の条件に違反したもの。

(入札の立会)

第15条 会長は、入札の執行に際しては、次の者を立ち合わせなければならない。

- (1) 給食会の役員 若干名
- (2) 学校給食主管課関係職員 若干名

(帳票)

第16条 この規程に定める帳票の様式は、別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人広島市学校給食会の設立の登記の日から施行する。